

○武雄市保育士等就職支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、保育士、幼稚園教諭、又は看護師の資格を有する者（以下「保育士等」という。）を確保することにより教育・保育施設において保育の質の向上を図るとともに、多様化する保育ニーズへ対応するため、教育・保育施設に保育士等として新たに就職した者に対して予算の範囲内で武雄市保育士等就職支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育施設 市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び病児・病後児保育施設をいう。
- (2) 常勤保育士 1日6時間以上かつ1月20日以上勤務する保育士等をいう。
- (3) 非常勤保育士 1日3時間以上かつ1月20日以上勤務する保育士等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、保育士等で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成30年10月1日以降に教育・保育施設に保育士等として新たに就職し、継続して2年以上の勤務が見込まれる者
- (2) 市町村民税に滞納がない者
- (3) 過去にこの告示又は次に掲げる告示の規定による補助金の交付を受けていない者
 - ア 武雄市介護職員等就職支援補助金交付要綱（平成30年告示第127号）
 - イ 武雄市保育士等継続支援補助金交付要綱（令和4年告示第83号）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、常勤保育士については10万円、非常勤保育士については5万円とする。

2 前項に規定する加算給付の対象者は、武雄市定住支援金交付要綱（平成30年告示

第23号)又は武雄市定住特区補助金等交付要綱(平成22年告示第110号)の規定による補助金の交付を受けた世帯に属さない者とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、武雄市保育士等就職支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、勤務開始日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 就職先が発行する保育所等勤務証明書(様式第2号)
- (2) 保育士証等の写し
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 履歴書
- (5) 市町村民税の滞納がない証明(市外からの転入者又は市外在住者の場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請に基づき、補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、武雄市保育士就職支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者が就職した日から2年以内に退職したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年告示第26号）

この告示は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和4年告示第39号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の武雄市保育士等就職支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。